

原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の  
実施体制の再構築について平成 27 年 10 月 6 日  
内 閣 府

## 1. 経緯

原子力施設において使用される主要資機材の輸出に係る公的信用の付与に際しては、「OECD 環境及び社会への影響に関するコモンアプローチ」（2001 年）（以下「OECD コモンアプローチ」という。）遵守の一環として、公的信用付与実施機関（独立行政法人日本貿易保険又は株式会社国際協力銀行）からの求めに応じ、従来、資源エネルギー庁（原子力安全・保安院を含む。）を所管する経済産業省が、安全確保等の観点から適切な配慮がなされているか否か、具体的には、相手国において適切な制度整備がなされているか否か等の事実関係について確認を行ってきたところ（当該確認業務を以下「安全配慮等確認」という。）。これは、原子力施設に関する他国における国際的取決めの遵守状況、制度整備状況等に係る情報については、公的信用付与実施機関よりも、国（政府）の方がより正確かつ確実に収集できると考えられることによるもの。

一方、原子力利用に係る推進と規制の分離を図る観点から、平成 24 年に原子力安全・保安院が廃止されるとともに、環境省の外局として国家行政組織法第 3 条第 2 項の規定に基づく独立性の高い委員会として原子力規制委員会が設置された。これにより、安全配慮等確認を行えない状況が生じてきた。

このため、できる限り早期に安全配慮等確認の実施体制を再構築することが必要。

## 2. 基本的考え方

- (1) 安全配慮等確認は、原子力施設主要資機材の輸出等に資するという点において原子力利用の推進に親和性を有するとともに、他国における制度整備状況等に係る知見が求められるという点において原子力利用の規制にも関連性を有する。このため、原子力利用の推進又は規制に係る行政機関の有する知見を最大限活用する観点から、総合的な事務調整を担う内閣府を中心とした、より中立性・透明性の高い合議体において安全配慮等確認を行うことが適当。
- (2) 原子力施設の安全性の確保は、原子力の安全に関する条約（以下「原子力安全条約」という。）に定めるとおり、当該原子力施設の立地する国が責任を有すべきもの。このような考え方の下、安全配慮等確認は、従来どおり、相手国の主権に十分配慮しつつ、当該国の安全確保に係る制度整備状況等に係る事実関係を確認するものとするのが適当。
- (3) ただし、最新の OECD コモンアプローチ（2012 年）において、原子力発電所の新設等に係る環境社会影響評価のための参照基準として原子力安全条約や IAEA（国際原子力機関）基準が例示されていること等を踏まえ、安全配慮等確認の内容を見直すことが適当。

### 3. 今後の対応

#### (1) 中立性・透明性の高い実施体制の再構築

資料2-3のとおり、安全配慮等確認を行う合議体として、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。また、その議事概要等を事後的に公表することにより、意思決定過程の透明性を確保する。

#### (2) 安全配慮等確認の内容の充実

関係省庁間の役割分担及び事務手続の明確化を図るため、資料2-4のとおり、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」を定める。また、これにより、以下の①～⑤のとおり、安全配慮等確認の内容を充実させる。

##### ① 対象に原子力施設の設置等に係る事業の実施等を追加

従来は原子力施設関連資機材の輸出のみを対象にしていたが、今後は、当該輸出に関連する技術・サービスの提供及び原子力施設の設置等に係る事業の実施に対する公的信用付与も対象とする。

##### ② 原子力安全条約への加入意思を確認

従来は、仮に相手国が原子力安全条約に加入していない場合、同条約への加入意思の確認まで行うこととしていなかったが、同条約加入の重要性に鑑み、今後は、加入意思を外交ルートを通じて確認することとする。

##### ③ IAEA レビュー (IRRS) の受入れに係る確認項目の追加

IAEA は、専門家を派遣し、加盟国の制度整備等について IAEA 安全基準に基づき評価し、その改善を促す IRRS (総合規制評価サービス) を実施。併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験や教訓も踏まえ、IAEA 安全基準の定期的な見直しを行っている。

今後は、IRRS の受入れ状況について新たに確認することとする。

##### ④ 原子力発電所の設置に関する主要な IAEA レビューの受入れ及び許認可の取得状況に係る確認項目の追加

公的信用付与の対象に原子力発電所の設置が含まれる場合には、立地評価、原子炉の炉型等に関する主要な IAEA レビューの受入れ及び関連する許認可の取得状況について新たに確認することとする。

##### ⑤ 外部調査機関・外部専門家の知見の活用

確認作業の段階で必要となる文献資料の調査、専門的見解の聴取等の情報収集に当たっては、必要に応じ外部調査機関及び外部専門家の知見を活用することとする。

#### (3) その他 (定義等)

OECD コモンアプローチとの整合性確保等の観点から、上記要綱に基づき、原子力施設主要資機材について「原子力施設において使用される主要な資材又は機械設備であって、当該施設周辺の環境に負の影響を生じさせるおそれのある物」と定義する。また、償還期間2年未満であって15億円未満の公的信用付与は対象外とする。

(以上)